「定期的に発行」の記入例

電手決済サービス　残高証明依頼書

お申込日　西暦　2018年　4月　1日

ご記入ください。

日本電子債権機構株式会社　御中

（送付先：事務代行会社　三菱 UFJ ファクター株式会社）

ご捺印願います。

ご記入ください。

ご住所　（〒100-××××）
東京都千代田区丸の内●丁目●番●号

会社名　株式会社 ABC 商事

役職名

代表者名　代表取締役　□□　□□

株式会社ABC商事 代表取締役之印

ご記入ください。

印鑑証明印または取引使用印

当社は、当書面記載の規定を承諾の上、下記の内容にて残高証明書の発行を依頼します。

①証明サイクル、②証明基準日、③作成開始年月をご記入ください。

1．お客さま番号（4 桁または 7 桁）

1	2	3	4	5	6	7

2．発行基準日

「定期的に発行」にチェックをつけてください。

☑ 定期的に発行	①証明サイクル		□毎月	☑年 1 回	□年 2 回	□年 3 回　□年 4 回
	②証明基準日	月（年 1 回～年 4 回）		3 月	月	月　月
		日		末 日	［ 月末は「末日」とご指定ください ］	
	③作成開始年月			2018 年　3 月		
□ 今回のみ発行	残高基準日のご指定（西暦）			年　月　日		

3．残高証明書の送付先

☑ 自社	☑ 届出の連絡先住所に郵送 □ 右の住所に郵送	（〒　－　） 宛名（部署名必須）：	発行通数：1 通
☑ 自社以外（監査法人等）		（〒 160－XXXX） 東京都新宿区□□●丁目●番●号 宛名：○○監査法人　株式会社 ABC 商事ご担当	発行通数：1 通

「自社」又は「自社以外」のいずれかを選択してください。また、両方選択いただくことも可能です。

「自社」で「右の住所に郵送」を選択した場合、自社の送付先をご記入ください。

自社を選択した場合、自社に送付する発行通数をご記入ください。

「自社以外」を選択した場合、自社以外の送付先をご記入ください。

自社以外を選択した場合、自社以外に送付する発行通数をご記入ください。

4．手数料支払方法　※口座振替は「定期的に発行」のみ選択可能。

口座振替を選択する場合は、あわせて預金口座振替依頼書をご提出ください。

「振込」又は「口座振替」のいずれかを選択してください。

☑ 振込	☑ 口座振替（引落口座を選択）	金融機関名：	支店名：
	☑ 届出の決済口座から引落	銀行コード(番号)：	店番号：
	□ 右の口座から引落	預金種目　：□普通　□当座	口座番号：
		口座名義カナ：	

「口座振替」で「右の口座から引落」を選択した場合、引落口座をご記入ください。

5．手数料請求書の送付先

「口座振替」を選択した場合、引落口座を選択してください。

☑ 届出の連絡先住所に郵送 □ 右の住所に郵送	（〒　－　） 宛名（部署名必須）：

「届出の連絡先住所に郵送」又は「右の住所に郵送」のいずれかを選択してください。

「右の住所に郵送」を選択した場合、送付先をご記入ください。

◆規定

1．証明期間は当社[illegible]、当社から特に申出をしな[illegible]的に延長してください。
2．残高証明書の発[illegible]所定の発行手数料を貴機構が[illegible]る請求書に従いお支払いします。
　残高証明書[illegible]抜）
3．手数料支払方法で「振込」を選択した場合、残高証明書の発行は貴機構が当社からの発行手数料の入金を確認した後となることで差し支えありません。当社からの発行手数料支払金額が請求金額を超過している場合は、超過金額（発行手数料支払[illegible]の翌月の貴機構所定の日に届出の口座から引き落とされることで差し支えありません。
5．電手決済サービスが解約となった場合、本契約も解約とすることで差し支えありません。
6．手数料の支払いが遅延した場合、第 1 条の定めにもかかわらず、貴機構は当社に通知することなく本契約を解約することができるものとし、万一本条により解約されましても異議を申し述べません。

「口座振替」を選択した場合、本依頼書の他に、預金口座振替依頼書の提出が必要です。本依頼書と併せてご郵送ください。
※預金口座振替依頼書をご提出いただかないと残高証明書が発行できませんのでご注意ください。

（三菱 UFJ ファクター株式会社　使用欄）

受付日：

検印	端末処理

検印	印鑑照合

「今回のみ発行」の記入例

電手決済サービス　残高証明依頼書

お申込日　西暦　2018年　4月　1日

ご記入ください。

日本電子債権機構株式会社　御中

（送付先：事務代行会社　三菱 UFJ ファクター株式会社）

ご捺印願います。

ご記入ください。

ご住所	（〒100-××××） 東京都千代田区丸の内●丁目●番●号
会社名	株式会社 ABC 商事
役職名	
代表者名	代表取締役　□□　□□

株式会社 ABC商事 代表取締役之印

ご記入ください。

印鑑証明印または取引使用印

当社は、当書面記載の規定を承諾の上、下記の内容にて残高証明書の発行を依頼します。

1．お客さま番号（4 桁または 7 桁）

1　2　3　4　5　6　7

2．発行基準日

□ 定期的に発行	①証明サイクル	□毎月	□年 1 回	□年 2 回	□年 3 回	□年 4 回
	②証明基準日	月（年 1 回～年 4 回）	月	月	月	月
		日	日	［ 月末は「末日」とご指定ください ］		
	③作成開始年月		年　月			
☑ 今回のみ発行	残高基準日のご指定（西暦）		2018 年　9 月　30 日			

「今回のみ発行」にチェックをつけてください。

残高基準日をご記入ください。

3．残高証明書の送付先

☑ 自社	□ 届出の連絡先住所に郵送 ☑ 右の住所に郵送	（〒 160－XXXX） 東京都新宿区□□●丁目●番●号 宛名（部署名必須）：株式会社 ABC 商事　経理部　電手太郎	発行通数： 1 通
□ 自社以外（監査法人等）		（〒　　－　　） 宛名：	発行通数： 通

「自社」又は「自社以外」のいずれかを選択してください。
また、両方選択いただくことも可能です。

「自社」で「右の住所に郵送」を選択した場合、自社の送付先をご記入ください。

自社を選択した場合、自社に送付する発行通数をご記入ください。

「自社以外」を選択した場合、自社以外の送付先をご記入ください。

自社以外を選択した場合、自社以外に送付する発行通数をご記入ください。

4．手数料支払方法　※口座振替は「定期的に発行」のみ選択可能。

口座振替を選択する場合は、あわせて預金口座振替依頼書をご提出ください。

☑ 振込	□ 口座振替（引落口座を選択）	金融機関名：	支店名：
	□ 届出の決済口座から引落	銀行コード(番号)：	店番号：
	□ 右の口座から引落	預金種目　：□普通　□当座	口座番号：
		口座名義カナ：	

「振込」を選択してください。
※「今回のみ発行」の場合は振込でのお支払いのみとなります。

5．手数料請求書の送付先

□ 届出の連絡先住所に郵送 ☑ 右の住所に郵送	（〒 160－XXXX） 東京都新宿区□□●丁目●番●号 宛名（部署名必須）：株式会社 ABC 商事　経理部　電手太郎

「届出の連絡先住所に郵送」又は「右の住所に郵送」のいずれかを選択してください。

「右の住所に郵送」を選択した場合、送付先をご記入ください。

◆規定

1．証明期間は当社[illegible]し、当社から特に申出をしな[illegible]的に延長してください。
2．残高証明書の発[illegible]所定の発行手数料を貴機構が[illegible]る請求書に従いお支払いします。
　残高証明書[illegible]抜）
3．手数料支払方法で「振込」を選択した場合、残高証明書の発行は貴機構が当社からの発行手数料の入金を確認した後となることで差し支えありません。当社からの発行手数料支払金額が請求金額を超過している場合は、超過金額（発行手数料支払金額－請求金額）より振込にかかる手数料を差し引いた残額が返金されることで差支えありません。
　また、超過金額（発行手数料支払金額－請求金額）が振込にかかる手数料より少額の場合は、当社からの発行手数料支払金額より振込にかかる手数料を差し引いた残額が返金され、残高証明書の発行は請求書に従った支払い後（貴社による発行手数料の入金確認後）となることで差支えありません。
4．手数料支払方法で「口座振替」を選択した場合、預金口座振替依頼書を提出いたします。また、手数料は残高証明書発行の翌月の貴機構所定の日に届出の口座から引き落とされることで差し支えありません。
5．電手決済サービスが解約となった場合、本契約も解約とすることで差し支えありません。
6．手数料の支払いが遅延した場合、第 1 条の定めにもかかわらず、貴機構は当社に通知することなく本契約を解約することができるものとし、万一本条により解約されましても異議を申し述べません。

（三菱 UFJ ファクター株式会社　使用欄）

受付日：

検印	端末処理

検印	印鑑照合